

第2回令和6年度災害廃棄物対策推進検討会における委員御意見に対する回答

※当日回答：白色箇所、本日回答：水色箇所

No.	議事	発言者	発言内容	回答	回答者
1	(3) 1) 被災地の復旧・復興に向けて(公益社団法人 全国都市清掃会議)	浅利委員	(全国都市清掃会議(以下、「全都清」)に対し) 会員率は全人口の85%をカバーしているとのことだが、会員以外の派遣についてはどのような状況か。また、人手不足に関し要望や提案があれば伺いたい。地方環境事務所が行う地域ブロック協議会との連携も含めて、検討できることがないかとの問題意識からの質問である。持続可能社会推進コンサルタント協会(以下、「持続コン協」)にも同様の点を伺いたい。	非会員自治体に対しても、支援の依頼は可能と思われる。しかし、非会員自治体は小規模市町村が多く、ごみ収集を行う直営部隊を有していないなどの事情から、支援に参加してもらえるかどうかは分からない。	全都清 持続コン協
	(3) 2) 災害廃棄物処理現場における課題等について(持続可能社会推進コンサルタント協会)			人手不足に対する1つの解決策として、OBの活躍が挙げられる。また、会員は41社であるが、その内訳は3分の1から4分の1が大手コンサルタント、残りは廃棄物専門コンサルタントを含む、地方の小規模コンサルタントが多い。今後、地方で災害が起きた時は、そこに本社を置くコンサルタントを核として支援していくことが有効ではないかと考えている。	
2	(3) 3) 令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理について(石川県)	浅利委員	(石川県に対し) 事前に災害廃棄物処理計画を策定されていたと思うが、役立ったこと、配慮しておけばよかったこと、ノウハウ等があればフィードバックをいただきたい。	石川県では発災前に災害廃棄物処理指針を策定済であった。指針において想定していた地震規模マグニチュード7.0に対し、令和6年能登半島地震はマグニチュード7.6と計画を超える地震規模であった。また、過疎・高齢化の影響について、指針では十分に考慮されていなかった。 現在、石川県の防災担当部局では地域防災計画の想定地震(最大マグニチュード8.0)の見直しを行っており、災害廃棄物処理指針も今後見直しが必要と考えている。	石川県
3	(3) 3) 令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理について(石川県)	大迫委員	(石川県に対し) 市町村への人的・技術的支援や産業界との調整等において、県が役割を果たしていると考えますが、過去の同等規模の災害では県による代行処理(事務委託)が行われた実績が多いと認識している。代行処理を行わないとの判断に至った理由を伺いたい。	県による代行処理(事務委託)も想定されたが、能登地域では二次仮置場を設置できる場所がなかったこと、県が各事業者団体と締結している災害時応援協定があり、その協定をもって各市町と協会間で契約できる体制があったことから、県が各市町をバックアップする形をとることで、県が代行を受けた場合と同等の体制を確保している。	石川県
		金澤委員	(石川県に対し) 資料7 P.6の「災害廃棄物の処理体制」について、被災市町が県の災害時応援協定に基づき、県構造物解体協会や県産業資源循環協会と直接、公費解体や仮置場の管理・運営業務に関する委託契約を締結したとのことだが、県が事務委託を受けて代行する方法もあったと思う。なぜこのような手法を選択したのか。		
4	(3) 1) 被災地の復旧・復興に向けて(公益社団法人 全国都市清掃会議)	吉岡委員	(全都清、石川県に対し) 本検討会においても、これまで支援体制に加え、受援体制を整えることが重要事項として方針に盛り込まれてきたが、被災経験の有無による支援内容の差や受援側とのコミュニケーションに関して、従来の指針の内容で十分だったのか、新たな方向性が必要なのか、御意見を伺いたい。	支援先で困ったときに業務等を差配できるキーパーソンが居れば、支援が円滑にいくと考える。支援側と受援側のコミュニケーションに関しては、最初はいかぬが、時間の経過に伴いコミュニケーションできるようになる。特に派遣初期に、キーパーソンが支援者と受援者をつなぐ役割を果たしてもらえると、円滑な支援につながると思う。	全都清 石川県
	(3) 3) 令和6年能登半島地震における災害廃			支援側と受援側のコミュニケーションに関して、被災市町が支援の差配を行うことになるた	

No.	議事	発言者	発言内容	回答	回答者
	棄物処理について（石川県）			め、受援体制に課題がある。受援計画の中で検討が必要。	
5	（3）2）災害廃棄物処理現場における課題等について（持続可能社会推進コンサルタント協会）	勝見委員	（持続コンに対し）資料6スライド5枚目に「派遣チーム単独で解決できる問題以外にも派遣チーム自体の能力では十分に対応できない場合もある」という点について、具体的な事例等を説明いただいたが、総括的にこういうところが難しかったということがあれば伺いたい。	具体的には、現場にも確認したいが、道路が通行できない等の物理的な理由や、被災自治体のニーズが頻繁に変わることから、派遣チームの専門性と被災自治体から要求される専門性が急に変わってマッチしない場合などに対応できない場合などがある。	持続コン協
6	（3）1）被災地の復旧・復興に向けて（公益社団法人 全国都市清掃会議）	島岡委員	（全都清に対し）人員が限られる中でどのように支援調整をしているのか、支援調整にあたり決め事があるのか伺いたい。	派遣に向けた調整に関して、2年ほど前に会員に対してアンケート調査を実施した。災害時に収集車両を派遣できるかどうか、焼却工場でごみを受け入れることができるかどうかといった内容である。「可能」という回答をベースに、被災地の近隣市町村に声かけしている。電話で調整を行うため、日程調整に時間を要する。	全都清
7	（3）1）被災地の復旧・復興に向けて（公益社団法人 全国都市清掃会議）	安富委員	（全都清に対し）環境省が宿泊場所をいち早く確保したとのことだが、具体的な市町の名称を教えてください。ごみの回収依頼に関して、被災自治体の職員は手が回らなかったということだと思うが、災害ボランティアセンターの関係先等からごみの情報が寄せられたのか。災害ボランティアセンターとの連携は今後の災害対応のヒントであると感じた。	環境省が確保してくれた宿泊場所は羽咋市にある。ごみ回収場所の情報に関しては、誰に聞いても分からない状態であったが、社会福祉協議会から具体的な場所を指定したごみの回収依頼があった。	全都清
8	（3）2）災害廃棄物処理現場における課題等について（持続可能社会推進コンサルタント協会）	安富委員	持続コンの発表にあった広報戦略（DWNの活動に関する情報を自治体や関係者へ広く周知）に関しては環境省も全面的にバックアップすべき。	資料8の今後の取組の方向性に記載。今後更に検討していく。	環境省
9	（3）3）令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理について（石川県）	安富委員	公費解体が進まないため復旧が進まないという論調のマスコミが多いが、これは間違いだとしっかりと教育してほしい。能登半島地震の場合は、倒壊して早く片付けを進めるべき物件と、外観は住めそうだが、実際には住むことができず、半壊・全壊認定になる物件があり、これらの対応はずいぶん異なると思われる。輪島朝市が焼失した状態で何か月も残置されている状態は確かに復旧が進まないと感じられると思うが、珠洲市などではそうでないところもたくさんある。公費解体＝復旧ではない。解体しなくてもよいものを解体してしまうと、ごみが多く排出されることになり、今後の課題と思う。	資料8の今後の取組の方向性に記載。今後更に検討していく。	環境省
10	（3）3）令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理について（石川県）	大塚委員	（石川県に対し）公費解体に関して、所有者の同意取得にどのくらい苦労したのか具体的に教えてください。また、法務省と環境省から事務連絡が発出され、環境省では公費解体の事務手続きを簡素化する	所有者の同意を得ることが難しかった理由は主に相続である。代々相続していなかった建物がかかり多く、その子孫が全国におり、所有者の同意を整理するのに苦労した。そのため、環境省から宣誓書方式の活用を助言いただいた。ま	石川県

No.	議事	発言者	発言内容	回答	回答者
			ることに役立ったとされているが、実際にどうだったか教えてほしい。	た職権滅失登記も推進した。職権滅失登記の件数は、一番多い市町で264件、全体合計で300件程度の処理が行われている。	
11	(2)2)平成27年法改正における災害廃棄物処理に関する施行状況	浅利委員	参考資料4 P.5の災害廃棄物処理計画の策定に関して、検討にも至っていない一部事務組合が多い。構成市町村が処理計画を策定している可能性はあると思うが、一部事務組合への対応策を考えておく必要があるのではないか。	一部事務組合で災害廃棄物処理計画の策定の検討にも至っていない理由としては、構成市町村が策定しているためと考えられるが、事実関係の確認と対応の必要性について検討していく。	環境省
12	(2)2)平成27年法改正における災害廃棄物処理に関する施行状況	浅利委員	令和8年の防災庁設置の件、内閣府でアドバイザー会議が始まっている。廃棄物資源循環学会においても災害関係の連携で議論がはじまりつつある。環境省とも情報交換しながら進めていきたい。	防災庁の設置に関して、防災庁設置準備アドバイザー会議が第2回まで開催されており、議論の中には、災害廃棄物も含まれている。この会議の取りまとめは2025年夏頃までに行われる予定。関係省庁と連携しながら進めていく。	環境省
13	(2)3)今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項	島岡委員	資料4 P.11の令和6年能登半島地震等の各種データを踏まえた現推計式の精度検証、推計式の改善について、推計式は被害の規模(建物被害棟数)に原単位を乗じて算定するものであることから、推計式の精度は被害の程度と原単位の精度である。推計式の目的は、発災1か月後に災害廃棄物処理の基本方針を作成する際に、規模感を知るためにこの推計式を活用してもらうことを目的として作成したものの。推計精度を上げるためには、できるだけ正確に被害規模を把握すること、原単位は現状に応じた原単位を使うことが大事。推計式の改善と記載されているが、現推計式は水害に付随した被害棟数(例:水害に伴う地すべりで破壊した家屋、液状化で倒壊した家屋など)は含まれていないため、推計式の精緻化は必要かと思う。「推計式によって求まる推計量の精度検証と推計式の精緻化」としたほうが正確である。	発生量推計式の件はご指摘のとおりであり、今後の議論に反映させていただく。これまでも過去災害の実績を元に精度の分析を行っているため、今後も継続的に原単位の精度の分析を行っていく。	環境省
14	(2)3)今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項	吉岡委員	資料4の今後の方向性に関する事で、国や自治体が中心になっているが、地域ブロック協議会の役割、期待すること等の考えがあればお伺いしたい。	地域ブロック協議会では、地域ブロック内の広域連携、地域ブロック内の自治体の災害対策対応力の向上のため、様々な取り組みを行っている。地域ブロック協議会・地方環境事務所と「各種調整支援を横断的に行う専門機能」の業務範囲、役割の明確化については、今後検討していく。	環境省
15	(2)3)今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項	大迫委員	資料4の「各種調整支援を横断的に行う専門機能」に関して、これまでは環境省自らが行ってきたと認識。しかし、通常業務にも大きな支障が出ているところ、こういう機能は必要だと思う。このような体制を機能させていくためには、平時からどのような役割を果たすべきか、整理しておくことが必要。	「各種調整支援を横断的に行う専門機能」に関して、大規模災害ほど多様な支援者が関わることになるが、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、その機能をどう立ち上げて確立させていくのかが重要と受け止めている。大迫委員からの御意見のとおり、発災時にこの専門機能を円滑に、有効に機能させるためには、平時の対策と連動してシームレスに対応していく必要がある。本日の関係者ヒアリングや委員意見を踏まえて、この専門機能に必要な要素、要件等を整理していく。	環境省

No.	議事	発言者	発言内容	回答	回答者
16	(2)3) 今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項	金澤委員	市町村における災害廃棄物処理計画の策定率100%の早期達成、都道府県の災害廃棄物処理計画の改定の推進の検討に当たって、受援体制の構築を入れてほしい。これまで数多く支援してきた中で、平時の生活ごみ、し尿の具体的な回収・集積情報(例:集積場所、回収ルート、その量等)を把握していない被災自治体も多くあった。また仮置場についても想定されていない被災自治体もあった。支援を有効活用いただくためにも、平時の処理計画策定時から受援前提で各種資料を整えていただき、支援で得られる人員・資機材をどう活用していくのかを検討してもらえるとよい。	受援体制の構築に関する処理計画への反映については、大規模災害ほど重要と認識。処理計画の実効性の向上の観点からも今後の検討に反映していく。基礎情報を整理しておく旨のご指摘に関して、資料4 P.16の災害協定の活用の部分に記載しているが、支援・受援の観点からの必要性を理解したところ。こちらも今後の検討に反映していく。	環境省
17	(2)3) 今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項	酒井座長	公費解体に係る権利関係の話題が挙げられた。今後検討を進めるに当たって、専門的な見地を踏まえた慎重な検討が必要と認識している。この点を含めて大塚委員から御意見いただきたい。	所有権は憲法で認められた国民の権利であり、大規模な災害であっても慎重な検討・配慮が必要である。能登半島地震では環境省と法務省が連携して事務連絡を発出されたことで公費解体の事務手続きが円滑になったと評価している。巨大災害時であっても建物性を有している損壊家屋に関しては、所有権が尊重されるべきであり、建物性が失われている倒壊建物に関しても、その木材自体は所有権があるとも言える。二次災害等のおそれがある場合でも、その所有権の取り扱いについて、既存の制度との整合性の確保等の観点から相当慎重な検討が必要と考えている。	大塚委員
18	(2)3) 今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項	酒井座長	公費解体の権利関係の取り扱いに関して、今後、巨大災害における公費解体における所有権あるいは同意の取り扱いに関しては、相当慎重に検討していくのがよいと考えている。この点に関しては、大塚委員と事務局で十分に相談して、どういう方針でどう検討していくのかを次回の推進検討会でその考え方を披露してもらいたい。それを受けて委員から意見を頂戴したい。	資料8の今後の取組の方向性に記載。所有権は憲法で認められた国民の権利であり、大規模な災害であっても慎重な検討・配慮が必要であることから、別途本件に関する専門的知見を有する有識者において検討を進め、その結果を本検討会にフィードバックさせていただくこととする。	環境省
19	(2)3) 今後の巨大地震や集中豪雨等に向けて更なる対応が必要な事項	酒井座長	専門調整・支援機能とは何か、何を求めていかなければならないか、冷静に整理し、冷静に提案していくことが必要。次回以降、よろしく願いしたい。「支援体制」というところが散見されるため、全体を統合してどう提案に結び付けるか、引き続き十分に検討してほしい。	資料8の今後の取組の方向性に記載。今後更に検討していく。	環境省